

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）10

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785

敬告同胞

ソカ 万
ビヒ 博

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政官外務省
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会管給

給人電厚計
国資長領移長
参調析企
参領旅移

参地中東
長北東西
参北北保
中南審
歐参西東洋
長西東

近ア長経
参書近ア
次総経国
参實統
参政技二
国一理
参条協規
長経協長
参政経科
軍社専
参道内外
長情長文
長一

総番号(TA) 44566 主管
69年10月3日21時00分 米 国 発着
69年10月4日12時15分 本 省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(内話)

第3/43号 極秘 至急

3日ヴァレオ上院事務総長がオキナワ問題等につきアサオ、マタノに内話せるところ次の通り

1. 上院、少くとも自分の接触している外交委員の間ではオキナワ問題はねつ気(H E A T)をおびていない。パード議員等が時おり本問題につき発言することはあつてもその場限りで後まで尾を引くような状態にはなっていない。かかる平じょうな空気はベトナム論議が白ねつ化し、議会と政府との関係がエモーショナルにならない限り持続されるものと思う。

2. しかしながら、政府のオキナワ問題のHANDLINGには関心を持つており、行政府もその点をじゆう分認識し、先日も一時帰国中のマイヤー大使及びスナイダー公使が外交委員等と会つてオキナワ返かん交渉の進ちよく振りを説明した。

3. 行政府が議会の関心を念頭において常時本件につき説明ないし相談することが大切である。例えばオキナワ返か

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

んにつき議会の承認を要する条約によらず、共同声明により処理する方が日米両国にとつてよりよい方策であることを議会に説明し、その納得を得ることがかん要である。成程上院、特に外交委の中には行政府が上院の権限にじゆう分の考慮を払わずになぜ約束をすることに不満を持つている委員もいるが、なぜ共同声明により処理せねばならぬかを行政府がうまく説明すれば議会は反対しないと思われる。ことにオキナワ返かんは対外約束の削減を求める時流に合ちしているからである。

4. ベトナム作戦のためのオキナワ基地使用を共同声明で言及するとの新聞報道があることを承知しているが、大切なことは共同声明で言及するか否かではなく、返かん後の同基地使用につき米軍部にけ念を持たせないことである。万一軍部がかかるけ念を持てば議員に働きかけて議会が論議をおこすことになるおそれはじゆう分ある。軍部さえ不満を表明しなければ議員がこの点を積極的に取上げることにはなからう。

5. マンスフィールド議員に同行して東南ア諸国を訪問した際、オキナワにも短時間ながら立寄り、ランパート高等弁務官の意見を聞く機会を得た。同弁務官は非常に立派な人物であり、軍人なりによく問題のありかを理解している

極秘

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ようにみうけられた。

6. グリフィン共和党院内かん事は最近始めてベトナム問題につき発言するようになったが、同かん事は労働問題等内政問題の方に経験と関心があり、外交問題については素人である。

(1)

7
 万博
 外交外務
 務次典房
 臣官官審審長長
 儀審文会管給
 総人電厚計
 国資長
 参調析企
 参領旅移
 参地中東
 長北東西
 米長
 参北北
 中南審
 参一
 参西東洋
 長西東
 近ア長
 参審近ア
 次総経国万
 長経協
 参貿統
 参政技二
 国一理
 参参協規
 参政経科
 長情長文長
 参道内外
 一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総務号 (TA) 50209 主管
 69年11月5日19時35分 米 国 発着 米
 69年11月6日10時27分 本 省 着 米

外務大臣殿 吉野 大使 (臨時代理大使) 総領事 代理

オキナワ問題 (オキナワ現地の動き)

第3513号 極秘

1. 既報のとおり「オキナワ人のオキナワを作る会」は当間会長名で米議会議員多数にオキナワの早期返かんを訴える書簡を発出しているが、国務長官あてに送付越された本件書簡写を国務省より入手したところ、その要旨次のとおり (書簡写し空送する)。

(1) オキナワ返かんに対する日本のゆ一の関心は軍事戦略面にあり、オキナワ人民の復帰をあたたかく迎える用意は全くなく、経済面では、日本の体制はオキナワ経済の成長を引続き支えてゆくのに適していない。1972年返かんの結果として最悪の破かい的事態の到来が予測される。

(2) 本会の目的はかかる最悪の事態を防ぎ、もつてオキナワの政治及び経済の健全な向上を図ることにあるとして、1972年返かん絶対反対等結成大会で採択された「スローガン及び「オキナワの経済基礎が日本本土と同一またはそれより高まつたものとなるまでは復帰は考えられるべきでなく、返かん期日は一般投票により決定すべし」との

極秘

118

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

宣言を添付している。

2. なお、在リムウ米人商工会議所がシップレー会頭を含む2ないし3名のちん情団を当地に11月初旬ころ派遣し、在リムウ米人企業に従来より認められている外資、税制その他輸入割当面等での既得権益を復帰後においても認めてもらおうよう米政府、議会に働きかける動きがあることは国務省でも関知しているが、同省には上記会議所より未だ何らの連絡に接していない由。

3. 他方、国務省日本部マッケルロイによれば、ホシ立法院議長が本月14日ころ当地に來訪したい希望を持つている旨現地民政府より連絡が入っている由であるが、従来の同議長の右寄りな言動にもかんがみ、復帰問題をめぐる現地住民の体制が必ずしも一致していないとの誤解を助長せぬため恐れあり、さらに総理訪米直前の多ばう期に当たるとてもあり、国務省としては同議長の來訪を極力DISCOURAGEする立場をとらざるを得ないとしている。

(1)

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

天政事列外機官
 務務典房
 次次
 臣官官警警長長
 機書文会普給
 総人電厚計
 国資長領移長
 参調析企
 参領旅移
 参地中東
 長北西
 参北北保
 参一二
 参而東洋
 参原
 近ア長
 参書ア
 次約基國万
 長参統
 参政技二
 国一理
 参協規
 長回
 参政経科
 車社専
 参道内外
 一二

総番号(TA) 5046
 69年11月6日21時50分 米 国 菅 着
 69年11月7日12時13分 本 省 着
 外務大臣殿 吉野大使 臨時代理大使 総領事 代理
 オキナワ返かん問題に関する米議会の動向

第3546号 極秘 至急
 マナカ大使より。
 /。6日本使米議会においてオキナワ問題に関心をもち、かつしん目的であるマツナガ議員とごん談したが、その際、
 方はオキナワ人のオキナワをつくる会のトウマよりの手紙を受け取った議員の内下院で10名程度のもがオキナワ返かんの前、人民投票を行なうことを要求する決議を提出することと画策せしめ、自分に協力を求めて来たので、DISCOUREMENTしておいた。かりにお議案が上程されても通過の可能性は少ないが、ちつ観は出来ないと内話した。本使よりオキナワの情勢を詳述し、この種主に対抗するのに有効と思われる論点を述べ協力を要請すると共に4日付毎日新聞のオキナワにおける世論調査の内本土復帰への賛否の部分参考資料として送付することとした。
 2。同日マイク・マソカが信務報告のため来計し、上院においてもBYRD議員のSTAFFが同様の考えをもち、マソカを通ずる今後の工作につき協議

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ひた。
 なお、マソカはオキナワ返かん協定は上院の批准を要するとのBYRD決議通過の影響として(1)論争が今後も続く契機となつた。(2)交渉に際し大統領の手をしばる。(3)これをテコにして経済問題で日本の譲歩を迫るの3点をあげ、その画策の中心人物としてBYRDの外、THERMOND、SMITHをあげていた。
 3。同日国務省フインは本件情報を有していなかつたが、決議案が出て通るまいとの観測を述べると共に、トウマより手紙を受け取った議員よりの国務省への照会に対してオキナワにおける選挙、立法院決議等を引用してこれに回答している状況を説明した。
 また、フインは国民政府がオキナワ返かんにつきそのSTAFFUSに関するLEGAL QUESTIONの外返かんに際しては人民投票を行なうべきであると申入れてきたが、米側はこの点については回答しなかつたと述べるとともに米側としてはミクロネシアにおいて人民投票の問題があると付言していた。
 なお、フインはトウマ書簡につき、密着としてはオキナワ人の圧倒的多数が返かんを支持していることはよく承知しているが、日本側に適切な資料があれば入手したいと述べていたため本件対応につき御気付の点あれば至急御返電願ひたい。(3)

外務省

カ 万
ヒ 博

大臣官舎
次官官舎
長官官舎
審議官官舎
文書官官舎
給付官官舎

総人電厚計

調査長
参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北 西
参北北保
中南審
参西東洋
長 西 東

近ア参審近ア
長 次総経国万

長 参質統
参政技二
国一理

参参参
参政経科
軍社専
参道内外

長 参道内外
長 参道内外

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 51376 主管
 69年11月12日 20時55分 米 国 着
 69年11月13日 11時31分 本 省 着 米北

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3948号 極秘 至急
 タナカ大使より。
 /2日本件に関する米議会の動向に関しマイク・マサオカ
 より情報次の通り。(報告書空送)
 /。一般情勢
 議会の動向は流動的かつ複雑であるが。その原因となつ
 ているのはBYRD決議。トウマの手紙。オキナワ在住米
 人実業家の働きかけ等である。しかしながら。オキナワを
 これ以上軍事占領の如き状態におくことは日米関係上出来
 ないとの認識は深まつており。両政府首のう会談において
 返かんの時期を決めることについては大勢はこれを受入れ
 るとの態度であると思える。結局返かん条件が如何になる
 かが議会にとりPOPULARか否かを決することとなる
 う。他方議会には返かんの代償を求めるべきであるとの空
 気がある。同時に各議員とも選挙区の問題にぼうさつされ
 ており。日米間にREASONABLE ARRANGE
 MENTが出来るのであれば。政府についてゆく(30

外務省

極秘
1000

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

A LONG)との印象である。

2。議会と国務省との関係
 多くの議員が国務省の説明が不十分だと言っているが。
 これは総理訪米前一週間の国務省の努力によつて変りうる
 。また。共同声明は日米双方の国内の反響を考慮したちゆ
 う象的なものとなると思つており。数名の議員は秘密協定
 が出来はしないかとの懸念を表明した。国務省は返かん協
 定の批准を求めるか否か決めていないが。もし批准を求め
 るとしても。軍事委員会ではなく外交委員会に提出される
 ので。有利であると思われる。更に上院の承認を求めると
 してもA BRIEF TREATYのみを提出し細目を
 行政協定とする戦術もある。

3。上院の動向
 外交委員会のほとんど全員がオキナワ返かんが平和条約
 の改正か否かの法律論は別として如何なる形式をとるにせ
 よ上院はこれを批准すべきであると考えている。また。か
 れ等は大統領は他の問題へのは及をおそれて上院をおこら
 すことは出来ないと思つている。かれ等はパード修正決議
 案が大差をもつて可決されたことは返かんの賛否を問うた
 ものではなく。議会の権限を主張したものと見ている。ま
 た。多くの議員は上院の審議を経る方が日米関係のために
 もよいと考えている。パード決議は保護主義者がオキナワ

外務省

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を日本から通商上の譲歩を得るためのてこに使うことを要求する意味をももつものであるが。この点においても SENSITIVE-INDUSTRY-STATES 出身の多数議員をようする軍事委員会よりも外交委員会で審議される方が日本に有利であると思われる。また、はい後で返かんの引延しまたは厳格な条件を付する策動をしている国防部の動きからも外交委員会で審議は影響を受けることが少ないといえる。

オキナワのトウマヨりの手紙の件については少なくとも外交委員会に関する限り、一般的に圧倒的多数のオキナワ人が即時返かんを望んでいると考えている。また、オキナワ在住米人実業家の働きかけは外交委員会では余り共感をよばなかつた。ただし、軍事委員会は QUITE RESPONSIVE であつた。

4. 下院の動向

外交委員会はベトナム戦争、対外援助に注意を向け、オキナワ問題を未だ十分に検討していないが、大勢は返かんに賛成といわれる。また、多くの議員がトウマ書簡に関連し、PLEBISCITE が必要であるとは考えていない。下院の重要議員 (LEADERSHIP) は人民投票を要求する動きはほとんどないといっている。万一かかる動きが始まるとすれば、RIVERS、LANDRUM の

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

如き PROTECTIONIST-MILITARIST か自決の原則実施を要求する ULTRA-LIBERAL であろう。これを要求するにかかる決議が提出される可能性はまずないし、かりに出されても上下両院とも外交委員はこれを FIBERHOLE すると思われる。オキナワ在住米人実業家の働きかけは日本統治下において特権的地位は許さるべきでないとして同情をひいていない。

外交、軍事両委員会の多数議員が軍事基地の重要性を知りつつも、日本は重要な盟邦であり、この問題が日本にとり極めて重要であるならば、オキナワを返かんしなければ日本を他の方向へおしやることとなろうと考えている。パーF決議に対する下院の大勢は GO ALONG WITH IT であるが、SENATORIAL PREROGATIVE のため戦うとの気持はない。

5. 国務省議員連絡官の見解

上院にはオキナワ返かんは批准を要するとの強い感情がある。国務省はオキナワ返かんと日米経済問題は別であるとの立場をとっているが、多数の議員は国際関係に対する顧慮がなく BLUNTLY に動く傾向がある。また下院軍事委員会にはベトナム戦争が終るまでオキナワを返かんすべきでないとの意見もある。オキナワ返かんのためには上院の批准を求める必要あり。これを避けようとする情勢は

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

悪くなる。アヤマ。オガサワラが行政協定で返かんされた
先例もあり。残存主権に基礎を置く法律論は可能としても
。最早法律問題としてはかたづけられない。
ソ連外交官が北方領土問題に関連して米国のオキナワ返か
んをいやがつており。超大国家が戦争の結果として形成さ
れた国境を変更するのは危険であり。これは他の諸国をし
げきし不安定な情勢をもたらすといつている。

(3)

-5-

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

- 大政外外務官
- 事務次官
- 典房
- 官審長
- 文書長
- 給付
- 総人電厚計
- 国資長
- 参調折企
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北北保
- 参西東洋
- 参西東
- 参近ア
- 参経国万
- 参留統
- 参政技二
- 参国一理
- 参協規
- 参政経科
- 参社専
- 参道内外

電信写

総番号 (T.A.) 1622
 69年 月 3日 20時 36分 米 国 参 着
 69年 月 4日 2時 3分 本 省 参 着

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (ブラウン大使内話)

第3667号 特秘 至急

13日本使とモスパッカーギてん長との間に総理訪米日程の最終的確認を行なったが (これに関しては別電する) の際同席したBROWN大使は本件につき次の通り内話した。

1. 昨12日、下院軍事委員会に対するブリーフィングを行なったが、同大使からは、共同声明の案文を提示することなく、その主な内容を説明したところ、多くの委員はオキナワは日本に返かんすべきであるとしても現在のアジア情勢にかんがみ、同島の軍事基地の使用については完全な自由が確保されなければならぬ旨主張した。

2. 同大使より、オキナワが日本に返かんされれば、同島に対しては、日米安保条約及び付属文書が当然適用されることとなり、従って基地の使用には事前協議条項が適用されることとなる点を指摘したところ、事前協議に対しては極めて短時間、例えば24時間以内に日本側の承だくが与えられる旨の保障をとりつけるべきであるとの見解を表明した議員もある。

松尾

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

3. 上院軍事委員会に対しても今明日中に再応ブリーフィングを行なう予定であるが、下院より多少言ははてい重であるかも知れないが、下院と同様強い意見が聞かされるものと予想される。

4. (本使より、上下両院の関係委員会において賛同を得られなかった場合に米政府としてはいかに措置される所存であるか質したのに対し) 軍事委員会等に対するブリーフィングはあくまでブリーフィングであり、行政府としては重要な対外交渉案件のせつしよう経過を米議会に対しINFORMするに過ぎないとの建前であつて、委員会において反対意見が聞かされたとしても、それにより行政府は法律的には何らこう束を受けることはない。

5. パード決議の通過にかんがみ将来締結されるべきオキナワ施政権返かんに関する協定を議会に提出するか否かについて、政府の方針は未決定である。然しながら同決議に表われた議会側の意向はそんな重されなければならず、またその故にこそ現在米議会に対するブリーフィングを活発に行なっている次第である。

(了)

外務省